2　法第八十一条の九第五項の連結法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、同項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定によりないものとされる金額（前項の規定により当該金額に含むものとされる金額を除く。）又は前項の規定により同条第五項第一号若しくは第二号に定める金額に含むものとされる金額（以下この項において「切捨額」という。）が、同条第五項第一号若しくは第二号の連結子法人又は前項に規定する直前適格合併に係る被合併法人若しくは同項の残余財産が確定した他の連結子法人の当該各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額に満たない場合において、当該連結欠損金個別帰属額のうちに特定連結欠損金個別帰属額（同条第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び第九項において同じ。）が含まれるときは、当該切捨額のうち同条第三項に規定する特定連結欠損金額から成る部分の金額は、当該切捨額のうち当該特定連結欠損金個別帰属額に達するまでの金額とする。

3　法第八十一条の九第五項第三号に規定する政令で定める法人は、法第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度である連結親法人事業年度の期間内に同号の連結親法人又は連結子法人を同号に規定する合併法人等とし、当該連結親法人との間に完全支配関係（法第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。）がある法第四条の二に規定する他の内国法人を同号に規定する被合併法人等とする同号に規定する適格組織再編成等が行われる場合における当該他の内国法人（当該適格組織再編成等の日が同条の承認の日以後である場合には、法第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人に限る。）とする。

4　前条第七項の規定は、法第八十一条の九第五項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、前条第七項第一号中「第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併に係る被合併法人又は同号に規定する他の内国法人（次号において「被合併法人等」という。）と同項第二号」とあるのは「第八十一条の九第五項第三号に規定する連結親法人又は連結子法人（以下この項において「連結法人」という。）と同号」と、「連結親法人又は連結子法人と」とあるのは「非連結法人と」と、「連結親法人又は連結子法人の当該適格合併の日の属する連結親法人事業年度又は同号に規定する残余財産の確定の日の翌日」とあるのは「連結法人の同号に規定する適格組織再編成等の日」と、同項第二号中「被合併法人等」とあるのは「連結法人」と、「連結親法人若しくは連結子法人」とあり、及び「連結親法人又は連結子法人」とあるのは「非連結法人」と、「第八十一条の九第二項第二号に規定する適格合併の日の前日又は同号に規定する残余財産の確定の日」とあるのは「第八十一条の九第五項第三号に規定する適格組織再編成等の日」と読み替えるものとする。

8　連結子法人を法第八十一条の九第五項第三号に規定する合併法人等とする同号に規定する適格組織再編成等が行われた場合において、当該適格組織再編成等の日から同日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併で当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものが行われたとき、又は当該連結子法人の残余財産が確定したときは、当該適格組織再編成等に係る同号に定める金額は、法第五十七条第五項の規定により当該連結子法人の当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額のうち、当該合併等事業年度において当該適格組織再編成等が行われたことに基因して同条第四項の規定によりないものとされた金額に相当する金額とする。

9　法第八十一条の九第五項の連結法人の各連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち同項（第三号に係る部分に限る。）の規定によりないものとされる金額（以下この項において「切捨額」という。）が同号の連結親法人又は連結子法人の当該各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額に満たない場合において、当該連結欠損金個別帰属額のうちに特定連結欠損金個別帰属額が含まれるときは、当該切捨額のうち同条第三項に規定する特定連結欠損金額から成る部分の金額は、当該切捨額のうち当該特定連結欠損金個別帰属額に達するまでの金額とする。

第百五十五条の二十一第一項中「第八十一条の九第五項」を「第八十一条の九第六項」に、「第三号」を「第二号」に改め、「又は第二号」を削り、同条第二項中「以下この項」の下に「及び第五項」を加え、「又は第二号」を「若しくは第二号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第一号中「法第八十一条の九第二項第三号の連結親法人に限る。）が同号」を「が法第八十一条の九第二項第二号」に、「とき　同号」を「とき　同号」に、「第百五十五条の十九第十一項（適格合併等の後に分割を行つた場合の連結欠損金額とみなす金額の調整）」を「第百五十五条の十九第十二項（みなし連結欠損金額の帰属連結事業年度等）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該連結法人を合併法人とする合併（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする適格合併に限る。）が行われた場合又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合　当該合併に係る被合併法人となる他の連結子法人又は当該残余財産が確定した他の連結子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）の当該合併の日の属する連結親法人事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結欠損金個別帰属額のうち法第五十七条第五項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該被合併法人等の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（前条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により法第八十一条の九第五項第一号又は第二号に定める金額に含むものとされる金額を加算した金額。以下この号及び第五項において「損金算入額」という。）がある場合には、当該損金算入額を控除した金額）のうち当該欠損連結事業年度において生じた金額（当該残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合には、当該金額を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

第百五十五条の二十一第二項第五号を削り、同項第六号中「（連結親法人に限る。）が法第八十一条の九第四項第四号に規定する適格合併等を行つた」を「を法第八十一条の九第五項第三号に規定する合併法人等とする同号に規定する適格組織再編成等が行われた」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項を次のように改める。

3　法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された連結欠損金額に相当する金額（以下この項において「連結欠損金繰越控除額」という。）のうち各連結法人に帰せられる金額は、同条第一項本文の連結欠損金額をその生じた連結事業年度ごとに区分した後のそれぞれの連結欠損金額に係る限度内額（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額とする。

一　法第八十一条の九第一項第一号に掲げる場合　次に掲げる金額の合計額（当該連結欠損金額が特定連結欠損金額（同条第三項に規定する特定連結欠損金額をいう。イ及び次項において同じ。）のみから成る場合には、イに掲げる金額）

イ　当該連結欠損金額のうちに含まれる特定連結欠損金額に係る当該連結法人の特定連結欠損金個別帰属額（法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）と当該連結事業年度の当該連結法人の控除対象個別所得金額（当該連結欠損金額に係る同条第一項に規定する限度超過額を計算する場合の同項第一号イに規定する控除対象個別所得金額をいう。）とのうちいずれか少ない金額（当該連結欠損金額に係る同号イ及びロに掲げる金額の合計額が同条第一項第二号に定める金額に満たない場合には、当該連結欠損金額に係る連結欠損金繰越控除額に、当該特定連結欠損金額に係る特定連結欠損金個別帰属額を有する各連結法人の当該いずれか少ない金額の合計額のうちに当該連結法人の当該いずれか少ない金額の占める割合を乗じて計算した金額）